

令和7年度 江戸川区立小松川小学校 人権教育 全体計画

人権に関する法令等

- ・日本国憲法
- ・教育基本法
- ・学習指導要領
- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- ・人権教育・啓発に関する基本計画
- ・東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例
- ・東京都人権施策推進指針
- ・東京都教育委員会の教育目標及び基本方針
- ・人権教育の指導方法等の在り方について
- ・児童の権利に関する条約
- ・江戸川区子どもの権利条例 等

学校の教育目標

- 知…よく考え 進んでやりとおす子（基礎学力の定着）
- ◎徳…心豊かな 思いやりのある子（人間性・社会性の向上）
- 体…健康な 明るい子（体力向上）

目標策定の方針

- ・知・徳・体の調和の取れた児童の育成
- ・社会性を身に付けた児童の育成
- ・自立心をもって行動できる児童の育成

人権教育の目標

- 学習・生活の基礎基本をしっかりと身に付け、児童一人一人の能力や資質を高める。
- 偏見や差別をなくし、互いに認め合い思いやりをもって行動できる子を育む。

目指す児童・生徒像

- 【低学年】基本的な生活習慣を身に付け、善悪の判断がつく子
- 【中学年】友達を大切にし、互いに助け合い協力する子
- 【高学年】相手の立場に立って考え、集団の一員として自主的に活動する子

人権教育に関する指導の実態把握

- ・自信をもって夢や希望に努力する自尊感情が低い。
- ・他者を尊重する思いやりの心や規範意識が低い。

人権教育を通じて育てたい資質・能力（知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面）

- ・児童の発達段階と実態を踏まえ、教育活動全体を通してあらゆる偏見や差別を無くし、自分自身を大切にするとともに他の人をも大切にし、相手の立場に立って考え行動できるようにする。

普遍的な視点からの取組と個別的な視点からの取組

普遍的な視点

- ・他者との関わり合いの中で、互いに認め合う気持ちや、相手を思いやる気持ちをもつための学習。
- ・自己理解を深め、自尊感情を高めるための学習。

個別的な視点

- 人権課題に関わる差別意識の解消を目指した指導。
- 人権課題「外国人」「障害者」「子ども」「高齢者」「女性」

学年・学級経営

- ・学年や学級、学校における生活上の諸問題の解決
- ・自己理解、他者理解と尊重
- ・社会の一員としての自覚と責任
- ・いじめ、仲間はずれなど問題の早期発見と解決

日常的な指導

- ・月目標による生活習慣の確立
- ・「あたたかい言葉」「挨拶」等を用いた望ましい人間関係の構築
- ・児童の実態把握と指導内容の共通理解
- ・善悪の判断、規範意識の構築

教科等の指導

- ・教材を通して人間としての生き方について考えを深める。
- ・人権問題を正しく理解する。
- ・表現活動や鑑賞活動を通して豊かな感性を育てる。
- ・協調性・連帯性を育てる。
- ・理論的思考や合理的な考え方を養う。
- ・表現力やコミュニケーション能力を育てる
- ・科学的な見方や考え方、自然や生命を愛する心情を育てる。

人権教育の年間指導計画作成のための方針

- ・教師と児童の信頼関係を築く
- ・児童一人一人のよさを認める
- ・児童が互いに学び合い、認め合う学習を展開する
- ・地域人材を活用した学習計画を作成する

教職員の研修

- ・東京都教育委員会資料
- ・人権教育プログラムを基にした研修
- ・人権教育研修資料
- ・生活指導全体会、研修会（児童理解のための情報交換、外部講師による講演、演習等）
- ・教科指導法の自己研修

校種間の連携

- ・校種間連絡会議の定期開催
- ・交流学習の充実

家庭・地域との連携

- ・学校説明会 ・保護者会 ・学校公開
- ・個人面談 ・学校評議委員会 ・学校評価
- ・PTA活動 ・すくすくスクール
- ・地域行事 ・道徳授業地区公開講座
- ・ホームページ